

島根県市町村農林水産業振興対策協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、島根県市町村農林水産業振興対策協議会と称する。

(組 織)

第2条 この会は、次の振興対策に取り組む市町村並びに地域指定を受けた市町村の長をもって組織する。

- (1) 農業及び農村の活性化を図るため農業・農村の振興対策の推進に取り組む市町村
- (2) 林業及び山村の活性化を図るため林業・山村の振興対策の推進に取り組む市町村
- (3) 「振興山村」としての地域指定を受けた地域を有する市町村
- (4) 漁業及び漁村の活性化を図るため漁業・漁村の振興対策の推進に取り組む市町村

(事務局)

第3条 この会の事務局は、松江市殿町8番地3に置く。

(目的及び事業)

第4条 この会は、農林水産業及び農山漁村地域の振興を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 全国協議会及び連盟の支部としての事業
- (2) 農業及び農村の振興対策に関すること、林業及び山村の振興対策に関すること、漁業及び漁村の振興対策に関すること等について建議、陳情
- (3) 会員相互及び関係機関との連絡提携
- (4) 各関係事業に関する調査、研究、情報の交換及び研修
- (5) その他この会の目的達成上必要な事業

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	若干名
監 事	2名

- 2 役員は、総会において会員の中から選出する。
- 3 会長は、この会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- 5 理事は、会務の運営にあたる。
- 6 監事は、会計及び会務を監査する。

7 役員の任期は2ヵ年とし、補欠によるものの任期は前任者の残任期間とする。

(職員)

第6条 この会の職員は、当分の間、島根県町村会事務局の職員をもってこれにあてる。

(会議)

第7条 この会の会議は総会及び役員会とする。

2 総会は、年1回これを開催する。

3 臨時総会及び役員会は必要に応じてこれを開催する。

4 会議は過半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

ただし、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、当該市町村の副市町村長等又は他の会員（役員会にあっては当該市町村の副市町村長又は他の役員）に委任することができる。この場合において、出席したものとみなす。

5 会長は、軽易な事項又は総会を開催する暇がない場合は、文書をもって表決を求め、総会に代えることができる。

6 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第8条 この会の運営に必要な経費は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれを支弁する。

2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成16年6月30日から施行する。

1 旧島根県農業農村振興対策協議会、旧島根県市町村林野振興対策協議会、旧島根県山村振興対策協議会及び旧島根県町村水産業振興対策協議会の資産及び事務事業は、島根県市町村農林水産業振興対策協議会が承継するものとする。

2 この協議会の設立の日から平成18年3月末日までの間、市町村合併により役員に欠員が生じた場合には、第5条第2項の規定にかかわらず次の取り扱いによるものとする。

(1) 会長、副会長に欠員が生じた場合には、会長又は副会長を選出していた合併前の市町村がその区域の一部をなす新市町村において理事を選出するものとし、会長、副会長は理事の互選により選出するものとする。

(2) 理事、監事に欠員を生じた場合には、理事又は監事を選出していた合併前の市町村がその区域の一部をなす新市町村において理事又は監事を選出するものとする。

(3) 前2項の役員の任期は前任者の残任期間とする。

附 則

この規約は、平成17年6月20日より施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年6月30日より施行する。

附 則

この規約は、平成19年7月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月21日から施行する。